

令和6年度 所定疾患施設療養費実績報告

所定疾患施設療養費について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されます。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

対象者

肺炎、尿路感染症、带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とするものに限る)蜂窩織炎、慢性心不全の憎悪の入所者。

算定条件など

- ・対象入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置などが行われていること。
- ・同一の入所者に対して、連続する7日間または10日間を限度に1ヶ月に1回の算定をする。
- ・緊急時施設療養費を同時算定しない。
- ・診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載すること。
- ・当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表すること。

所定疾患施設療養費 算定状況

診断名/年月		令和6年度(R6年4月～R7年3月)												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
肺炎	人数	1	1	1	1	1	0	1	1	0	3	1	0	11
	日数	5	4	5	10	3	0	6	1	0	18	8	0	60
尿路感染	人数	3	0	2	2	1	2	3	3	5	0	1	1	23
	日数	18	0	14	15	8	15	17	13	29	0	4	8	141
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
蜂窩織炎	人数	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	5
	日数	0	0	5	0	0	10	0	7	0	5	0	7	34
慢性心不全の憎悪	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計人数		4	1	4	3	2	3	4	5	5	4	2	3	40
合計日数		23	4	24	25	11	25	23	21	29	23	12	19	239

疾患別の主な検査・治療内容(投薬、検査、注射、処置等の内容)

肺炎	レントゲン・CT・採血検査・点滴・内服など
尿路感染症	検尿・採血検査・点滴・内服など
带状疱疹	点滴・内服・軟膏塗布など
蜂窩織炎	採血検査・点滴・内服など
慢性心不全の憎悪	CT・採血検査・点滴・酸素投与・内服など